

意見聴取事項及び東大阪市としての見解

I. 資産維持費の算入について（審議事項①. 料金改定方針の確定）

【委員からの意見伺い】 ※一部内容を編集

今回の料金改定において、総括原価の約 10%が資産維持費とされています（資料 2 の P6）。資産維持費は、将来の工事費等の増大や資産の維持、適切な水道サービスの持続のためのものでありますが、総括原価に資産維持費を計上していない水道事業者もあります。仮に総括原価に資産維持費を計上しないとすると、総括原価を賄うための料金改定率は、1.4%で足りることになります。

今回の資産維持費の計上は将来のため適当と考えていますが、コロナ禍において経済状況が不安定な現在、資産維持費の計上について、各委員はどのようにお考えかを伺い参考にさせていただきたいと思っています。

【東大阪市としての見解】

資産維持費が適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に留保されず、安定的な財政運営に支障をきたすこととなります。また、将来的に物価上昇や事業環境の変化等に伴い工事費が増大した場合に、施設維持に必要な費用を捻出できず、水道施設を健全な状態で保つことが難しくなります。

上記のような場合、結果的に水道施設が抱える老朽化や災害等による事故のリスクが高まることとなり、市民の方々への影響が大きくなることが考えられます。

このような理由から、東大阪市としては、コロナ禍であることを考慮しても資産維持費の算入は必要と考えております。

※資産維持費については、「別添（追加）-2」参照

II. 口径区分の設定について（審議事項②. 料金体系検討における前提条件）

【委員からの意見伺い-1】 ※一部内容を編集

資料 2 の P15 によると、基本料金における口径区分は、13～25mm の集約により一つの区分に家事用の 99.7%が該当することとなっています。ほとんどが一つの区分内に含まれるのであれば、敢えて口径区分を設定する必要があるのでしょうか。口径区分を設定することにより生ずる事務的な手間を考慮すれば、口径によらない一律料金の方が合理的ではないでしょうか。

【東大阪市としての見解-1】

水道料金算定要領においては、料金の客観的公平を確保するため、個別原価主義に基づく口径別の料金設定が原則とされています。

一方で、完全に口径別とした場合、P20 に示すとおり、家事用として利用の多い 20mm や 25mm の口径において、現行からの大幅な上昇となり、「生活水の低廉な確保」という原則に反することになります。

水道料金算定要領では「公平かつ低廉」であることも基本原則としており、使用者群の区分についても「給水管の口径別により適当な段階に区分して設定する」と記載があることから、一部口径を集約しての設定が可能と解釈することができます。口径区分の集約を考えたとき、P14 に示すとおり口径別の量水器価格指数や理論流量比に着目すると、40mm 以上に比べ 13～25mm は比較的差異

が小さいため、「客観的公平」を著しく逸脱するものではないと判断します。

そこで、口径別の使用水量に応じた受益者負担という考えを基に、家事用において99.7%を占める13～25mmを集約する方針を考えております。また、本市の加入金において、13mmと20mmは同一料金で設定されていることから、少なくとも13mmと20mmはまとめたいと考えております。

【委員からの意見伺い-2】 ※一部内容を編集

資料2のP15に13～25mmを集約する理由が記載されていますが、口径25mmについては、家事用での割合は少ない一方で他の用途では一定の割合を占めるので（資料2の参考5参照）、業務用途を含めた公平性を考えるのであれば、25mmについて丁寧な説明又は再検討が必要ではないかと思っております。

本件について、各委員はどのようにお考えかを伺い参考にさせていただきたいと思っております。

【東大阪市としての見解-2】

前述のとおり、加入金における料金設定を踏まえ、13mmと20mmはまとめたいと考えております。また、市全体でみると口径25mmは家事用が大部分を占めています（約7割）。さらに、業務用全体（現行の業務用＋公共用＋事業用＋臨時用）における13～25mmの割合も、業務用全体のうち約8割を占めているため、少量利用者における値上がり幅の差異による不公平感の解消という点では、一般用と同様のことが言えるかと思っております。

一方で、ご意見いただいたとおり、家事用以外の用途においては、1～3割を占める口径でもあるため、費用負担の公平性という観点からは25mmを分ける方法もあるかと思っております。

前述の意見も含めたこれらの事情を勘案し、「13～25mmをまとめることを基本方針としながらも、今後の料金体系案の検討において13～20mmと25mmを分けるパターンについても状況に応じて柔軟に検討する」ような方向で進めていければと考えております。

Ⅲ. 理論に基づく料金体系と異なる料金体系の設定について

（審議事項③. 料金体系検討の方向性）

【委員からの意見伺い】 ※一部内容を編集

水道料金算定要領に従い、理論的に口径、用途別水量区画別水道料金を算定されていると考えますが、この理論に基づく料金体系を「逡増度、現行料金からの変化等を留意し、……料金体系を検討する」とあります。

これは、理論に基づく料金体系をそのまま採用すると、現行からの激変が生じることになるため、「特別な措置」を検討し、理論に基づく料金体系を踏まえ、生活用水に配慮した料金体系を設定するお考えと思っております。

生活用水に配慮することや現行からの激変を緩和することは必要な措置と考えますが、理論に基づく料金体系と異なった料金体系を設定することについて、各委員はどのようにお考えかを伺い参考にさせていただきたいと思っております。

【東大阪市としての見解】

理論に基づく料金体系では現行からの激変に繋がるため、緩和を目的に、「特別な措置」として、「理論に基づく料金体系をベースに生活用水に配慮した料金体系を設定する」ことを考えております。